

福岡市消費生活審議会（第27回）

議 事 資 料

- 資料1 審議会委員名簿
- 資料2 「福岡市消費者教育推進計画」について
- 資料3 福岡市消費者教育推進計画の進捗状況について
- 資料4 別冊 平成30年度事業概要
- 資料5 第2次消費者教育推進計画策定のための基礎調査について

福岡市消費生活審議会委員名簿

任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日

区分	氏名	所属団体・役職
学識経験のある者	おくたに 奥谷 めぐみ	福岡教育大学教育学部 准教授
	こが 古賀 かずこ 和子	RKB 毎日放送株式会社 ラジオ局制作部専任部長
	しみず 清水 いわお 巖	九州大学名誉教授
	よしの 吉野 いずみ 泉	福岡県弁護士会
消費生活 専門分野	いで 井出 りゅうこ 龍子	公益社団法人 全国消費生活相談員協会 九州支部
	しまだ 嶋田 あつこ 敦子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 九州支部 運営委員
消費者	かわの 河野 ゆきえ 幸枝	公募委員
	きむら 木村 まゆみ 真由美	社会福祉法人 ふくおか福祉サービス協会 地域包括支援第1課長
	* ちよう 張 ひろこ 浩子	福岡市PTA協議会 副会長
	* 松永 マツエ	福岡市自治協議会等7区会長会 早良区自治協議会会長
	みやもと 宮本 なおつぐ 直嗣	特定非営利活動法人ゆめふうせん理事
	よしだ 吉田 つねよ 恒代	福岡市民生委員児童委員協議会 副会長
事業者	ひらい 平井 ゆうこ 裕子	福岡商工会議所女性会 理事
	ふじもと 藤本 まさひろ 晶博	福岡県生活協同組合連合会 副会長理事
	やまだ 山田 さとし 聡	消費者窓口連絡会 会長

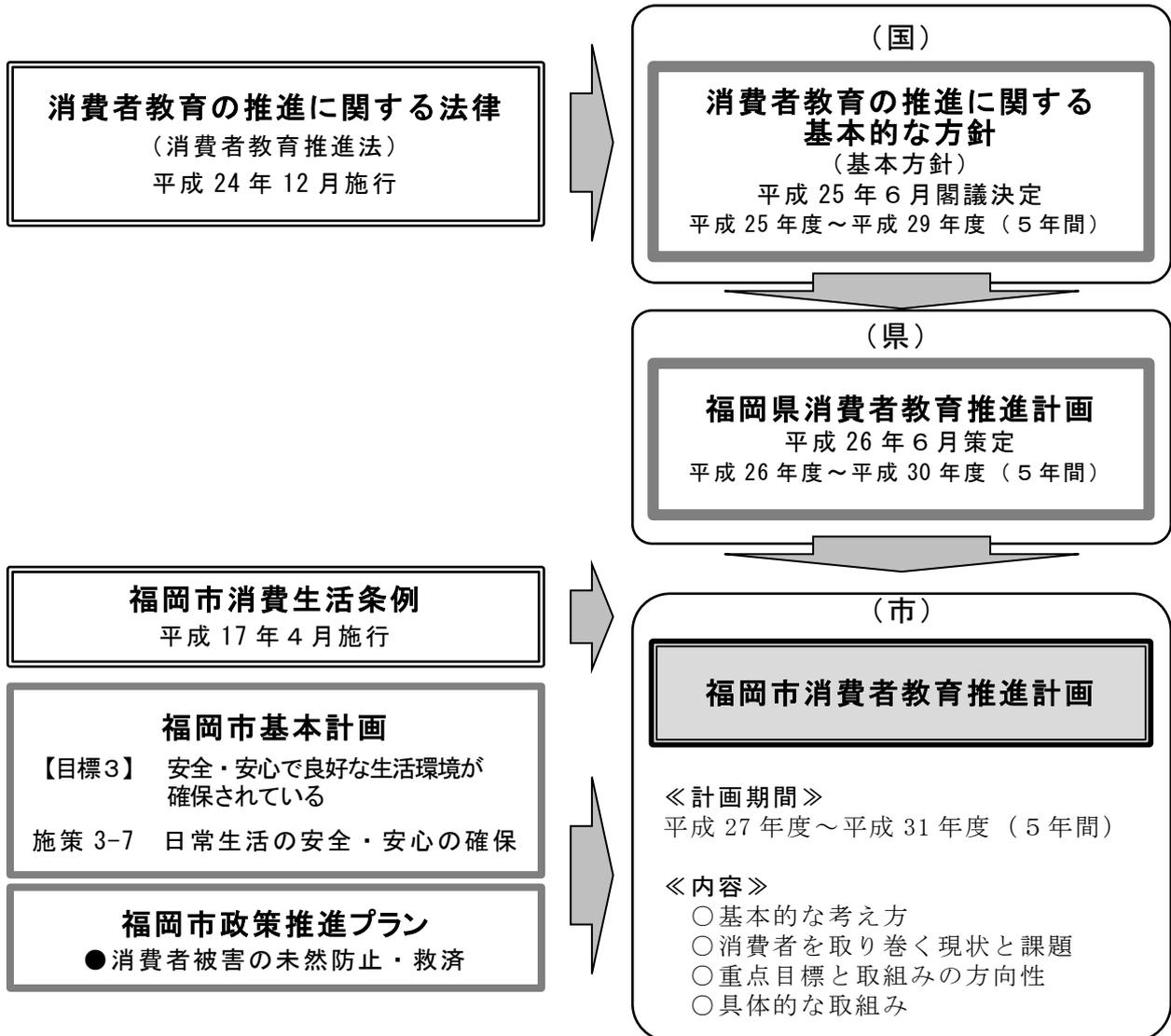
*張 浩子委員の任期は平成29年7月4日～平成31年3月31日

*松永 マツエ委員の任期は平成30年6月25日～平成31年3月31日

福岡市消費者教育推進計画について

1 推進計画の位置づけ

この推進計画は、国の基本方針及び「福岡県消費者教育推進計画」（以下「県推進計画」という。）を踏まえ、福岡市における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるものです。



関係法令

消費者教育の推進に関する法律 (抜粋)

(基本方針)

第 9 条 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針を定めなければならない。

(都道府県消費者教育推進計画等)

第 10 条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

2 市町村は、基本方針(都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画)を踏まえ、その市町村の区域における消費者教

育の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

福岡市消費生活条例 (抄)

(学習条件の整備及び消費者教育の推進等)

第 8 条 市は、消費者の消費生活に関する自発的な学習を支援するために必要な条件の整備に努めなければならない。

2 市は、消費者が主体的かつ合理的な消費生活を営むために必要な教育の推進及び知識の普及に努めなければならない。

2 福岡市消費者教育推進計画の重点目標と取組の方向性

「1 基本的な考え方」に基づき、消費者を取り巻く現状と課題を踏まえ、4つの重点目標ごとに具体的な取組みを示している。

重点目標 1	様々な担い手（主体）による消費者教育の理解と取組みの推進
	①地域や学校，事業者などの担い手（主体）の役割への理解と相互の連携 ②消費生活センターによる消費者教育の支援 ③市民（消費者）として期待される心構えと理解の促進
重点目標 2	若年者に対する消費者教育の推進
	①効果的かつ適切な啓発の推進
重点目標 3	高齢者等への啓発と福祉関係者等との連携による支援
	①地域等と連携した啓発の推進 ②福祉関係者等との連携による高齢者等への支援
重点目標 4	学校（小・中・高校生期）における消費者教育の推進
	①学校での取組みの推進 ②学校における消費者教育の支援

福岡市消費者教育推進計画の実施状況について

《成果指標》

商品やサービスの購入時に 日頃からトラブル回避を 心がけている市民の割合		初期値	現状値	目標値
		平成 25 年度	平成 29 年度	平成 31 年度
		83.2%	80.6%	90%程度を維持
内 訳	心がけている	36.6%	37.3%	50%
	どちらかといえば 心がけている	46.6%	43.3%	40%

(出典)福岡市総務企画局「基本計画の成果指標に関する意識調査」

《取組み目標》

区分	項目	初期値 (平成25年度)	実績 (平成29年度)	目標値 (平成31年度)
【重点目標 1】 様々な担い手(主体) の消費者教育への理 解と取組みの推進	出前講座の実施回数 (消費者教育施策事業一覧掲載分)	113回/年 (うちセンター 実施61回)	316回/年 (うちセンター 実施168回)	150回/年
【重点目標 2】 若年者に対する 消費者教育の推進	キャッチセールス 追放キャンペーンの実施回数	1回/年	6回/年	6回/年
	大学新入生への啓発情報の 提供学校数	—	22校/22校 ※28年度から 1校新設	21校/21校
【重点目標 3】 高齢者等への啓発と 福祉関係者等との 連携による支援	高齢者等への出前講座の 実施回数(再掲)	49回/年	48回/年	60回/年
	消費生活サポーターを有する 校区・地区数	60校区・地区 /149校区・地区	109校区・地区 /150校区・地区 ※29年度から 1校区新設	75校区・地区 /149校区・地区
【重点目標 4】 学校(小・中・高校生 期)における消費者 教育の推進	情報モラル研修の実施回数	—	17団体/年	30団体/年
	中学校における消費者教育講座 の実施校数	—	13校/69校	23校/年 ※3年で全中 学校(69校)

第 2 次福岡市消費者教育推進計画の策定のための基礎調査について

1 現行計画

計画期間 平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間

2. 基礎調査

調査の趣旨 消費者教育推進に関する法律（平成 24 年 12 月 13 日施行）に基づき，平成 27 年度に策定した福岡市消費者教育推進計画の計画期間が平成 31 年度で終了することから，第 2 次計画の策定に向け，今後の計画の方向性や現計画の課題を抽出するための基礎資料として，調査するもの。

実施概要

(1) 調査項目 消費者教育に関する意識・現状・ニーズについて

(2) 調査対象

調査票	調査先	対象数
A	各校区自治協議会	1 5 0
	各校区公民館	1 4 8
	各小・中学校・特別支援学校・高校 P T A	2 2 5
	民生委員・児童委員協議会地区会長	1 0 9
	福岡市地域包括支援センター	5 7
	障がい者基幹相談支援センター	1 4
	計	7 0 3
B	市立小学校	1 4 4
	市立中学校	6 9
	市立高校	4
	市立特別支援学校	8
計	2 2 5	
C	市内大学	1 3
	市内短期大学	9
	市内専修学校	8 4
	計	1 0 6
合 計		1,034

(3) 調査方法 発送・返送ともに郵送による
(民生委員・児童委員協議会は返送のみ郵送)

(4) 調査スケジュール

平成 30 年 9 月下旬に発送
10 月中旬までに返送
平成 31 年 3 月調査結果を公表（配布）